

(証券コード6279)

2021年4月27日

株 主 各 位

大阪府摂津市南別府町15番21号

株式会社 **瑞 光**

代表取締役社長 梅 林 豊 志

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び株主の皆様の安全の観点から、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会へのご出席を見合わせ、同封の議決権行使書又はインターネットにより事前の議決権行使をされますよう、お願い申し上げます。議決権行使書又はインターネットによって議決権を行使いただく場合の行使期限は、2021年5月17日（月曜日）午後4時45分までとなります。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2021年5月18日（火曜日）午前10時開会 |
| 2. 場 | 所 | 大阪府摂津市南別府町15番21号
当社本社（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | | 1. 第58期（2020年2月21日から2021年2月20日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第58期（2020年2月21日から2021年2月20日まで）
計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役6名選任の件 |
| 第4号議案 | | 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

以 上

- 〇 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 〇 法令及び当社定款第15条の規定に基づき、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 〇 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト（<https://www.zuiko.co.jp/>）に掲載いたしますので、ご了承ください。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2021年5月18日（火曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年5月17日（月曜日）
午後4時45分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2021年5月17日（月曜日）
午後4時45分入力完了分まで

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事前に書面による郵送またはインターネットで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
ご出席有無にかかわらず、有効に議決権を行使いただいた株主様全員に、後日、株式会社瑞光メディカル製マスク（非売品）を贈呈いたします。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 〇〇〇〇
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

1. _____
2. _____

ログイン用紙コード
〇〇〇〇-XXXX-XXXX-XXX
〇〇〇〇〇〇〇〇

見本

➡こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・第2・第4号議案

- 賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 ➡ 「否」の欄に〇印

第3号議案

- 全員賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 ➡ 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に反対する場合 ➡ 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

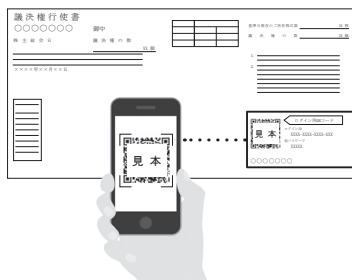
※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録してください。

「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

(ご注意事項)

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

＜新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応について＞

定時株主総会における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について、以下のとおり実施させていただく予定です。ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

【株主の皆様へのお願い】

- ・感染リスクを避けるため、健康状態にかかわらず、可能な限りご出席はお控えいただき、議決権行使書又はインターネットにより事前の議決権行使をされますよう、強くお願い申し上げます。
- ・株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、配布を取りやめさせていただきます。ご出席有無にかかわらず、有効に議決権を行使いただいた株主様全員に、後日、株式会社瑞光メディカル製マスク（非売品）を贈呈いたします。
- ・特に、感染による影響が大きいとされるご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠中の方は、ご出席をお控えいただくことを強くお勧めいたします。これらに該当しない方でも、無理をなさらずにご出席を見合わせることをご検討ください。
- ・発熱、咳等の症状のある方、新型コロナウイルス等の感染症が疑われる方は、ご出席なさらないようお願い申し上げます。
- ・感染拡大の防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少し30席程度にいたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
- ・ご出席の株主様の体温を確認するため、検温させていただきます。体調がすぐれないと見受けられる方や体温の高い方におかれましては、総会会場へのご入場をお断りする場合がございます。
- ・ご出席の株主様におかれましては、マスクの着用と会場でのアルコール消毒の使用をお願い申し上げます。
- ・感染防止のため、開催時間を短縮する観点から、議事における報告事項（監査報告を含みます。）の具体的な説明等は省略させていただきます。株主の皆様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.zuiko.co.jp/>）でお知らせいたします。

【当社の対応について】

- ・株主総会会場には、アルコール消毒液を配備いたします。
- ・役員及び運営スタッフは、検温を含め体調を確認の上、マスク着用で対応させていただきます。
- ・感染防止のため、お飲み物の提供は控えさせていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2020年2月21日から)
(2021年2月20日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

事業の状況

当連結会計年度における我が国経済は、前半は新型コロナウイルス感染症に対する感染拡大抑止が内外共に最優先され、経済活動が制限されたことから景気は大幅な落ち込みをみせましたが、同感染症の第1波が下火になるとともに経済活動が再開されました。しかしながら、後半にかけては感染第2波、第3波の到来があり景気回復が再び鈍化しております。通期の製造機械の需要は同感染症の影響から厳しい状態にありましたが、経済活動が再開されるもとで設備投資が回復基調にあり、輸出もペントアップ需要の一巡から世界的な生産活動の回復を背景に幅広く増加していく傾向にあります。

このような経済環境下、事業活動上の移動が制限される中、当社グループでは持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すべく、オンライン営業を活用するなどの工夫を実践し、国内需要の取込みと海外市場への積極的活動を進めました。

売上面におきましては、国内案件の年度内完成に向けた生産活動を向上させ、海外子会社を通じた中国・アジア地域向け案件の生産に注力した結果、計画以上の成果を得ました。利益面におきましても、製造原価の低減と経費削減を継続して行うことにより、予想数値以上の結果を計上することができました。受注環境におきましては、衛生用品製造機械市場におけるシェア獲得競争が引続き厳しい環境にありますが、設備投資の回復基調に加え、新興国の衛生用品の需要も持続的に増加しており、総じて受注は増加傾向にあります。

主な製品別売上高につきましては、生理用ナプキン製造機械3,019百万円（前期比14.7%減）、小児用紙オムツ製造機械9,567百万円（同41.7%減）、大人用紙オムツ製造機械5,766百万円（同38.5%増）、その他機械2,250百万円（同74.2%増）、部品2,021百万円（同2.7%減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高23,087百万円（前期比16.4%減）、営業利益1,892百万円（同22.1%減）、経常利益2,103百万円（同13.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益1,620百万円（同7.8%減）となりました。

また、個別の業績につきましては、売上高16,240百万円（前期比17.1%減）、営業利益1,196百万円（同41.4%減）、経常利益1,325百万円（同35.4%減）、当期純利益908百万円（同36.5%減）となりました。

なお、受注状況につきましては、当連結会計年度中の受注高27,066百万円（前期比72.4%増）、当連結会計年度末の受注残高17,966百万円（同28.4%増）となりました。

（製品別売上高）

製 品 別	第57期(2020年2月期)		第58期(2021年2月期)		前 期 比 増 減 (△)
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比	
	百万円	%	百万円	%	%
生理用ナプキン製造機械	3,540	12.8	3,019	13.1	△14.7
小児用紙オムツ製造機械	16,413	59.5	9,567	41.4	△41.7
大人用紙オムツ製造機械	4,162	15.1	5,766	25.0	38.5
そ の 他 機 械	1,292	4.7	2,250	9.7	74.2
部 品	2,077	7.5	2,021	8.8	△2.7
そ の 他	122	0.4	461	2.0	276.5
合 計 (う ち 海 外)	27,608 (16,355)	100.0 (59.2)	23,087 (15,944)	100.0 (69.1)	△16.4 (△2.5)

（製品別受注状況）

製 品 別	第57期(2020年2月期)		第58期(2021年2月期)		前 期 比 増 減(△)	
	受 注 高	受 注 残 高	受 注 高	受 注 残 高	受 注 高	受 注 残 高
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
生理用ナプキン製造機械	3,882	3,144	3,191	3,316	△690	171
小児用紙オムツ製造機械	5,545	6,971	10,833	8,237	5,288	1,266
大人用紙オムツ製造機械	3,225	3,271	7,740	5,245	4,515	1,973
そ の 他 機 械	845	600	2,817	1,167	1,972	567
部 品	2,077	—	2,021	—	△56	—
そ の 他	122	—	461	—	338	—
合 計 (う ち 海 外)	15,698 (9,647)	13,987 (11,632)	27,066 (19,496)	17,966 (15,184)	11,367 (9,849)	3,979 (3,552)

2. 対処すべき課題

当社グループでは2021年2月期～2023年2月期の3カ年を対象とした「第2次中期経営計画」を策定し、2023年以降の更なる飛躍に向けて、新しいZUIKOに生まれ変わるべく、以下の課題に取り組んでおります。

(1) 新製品開発による企業価値の強化

変化し続けるグローバル市場のニーズを的確に捉えるとともに、時代を先取りする独創性と技術力で新コンセプト機の設計・開発に取り組んでまいります。

また、新しい価値を創造し、心身の健康を保つ製品に発展させることで人々の自立した生活を支援し、世界の人々の健康や福祉に貢献できるよう推進してまいります。

(2) 生産最適化による収益力の強化

2021年11月、大阪府茨木市彩都に新工場を建設し、本社を移転することを予定しております。本社工場を当社グループの「マザー工場」と位置づけ、出来なかったことを出来るようにする、モノづくりへの原点回帰を図ります。

分散した工場を集約することで情報と人の交流を活発化し、これまでの業務フローを抜本的に見直すことで付加価値・生産性の高いモノづくりを実現するとともに、収益性の更なる向上を目指します。

(3) 組織力の強化

当社グループ全体のガバナンス体制を強化し、ZUIKO WAYにもとづく高い倫理観によって誠実な対応を徹底してまいります。また、モノづくりへの原点回帰を図りつつ、当社グループの従業員が健康で働きがいをもって活躍できる環境整備に努めるとともに、ジェンダーや国籍にとらわれないダイバーシティな人材登用を推進してまいります。

これらの重点施策を中長期的な経営戦略として着実に実行し、当社グループ一丸となって、「第2次中期経営計画」に掲げる2023年度の目標である連結売上高：260億円、連結営業利益率：10%、ROE：10%の達成を目指すとともに、企業価値の向上に努めてまいります。

3. 当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分	第55期 (2018年2月期)	第56期 (2019年2月期)	第57期 (2020年2月期)	第58期 (当連結会計年度) (2021年2月期)
売上高(百万円)	22,093	26,424	27,608	23,087
経常利益(百万円)	750	2,257	2,431	2,103
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	665	1,645	1,757	1,620
1株当たり当期純利益(円)	25.32	62.63	66.91	61.69
総資産(百万円)	35,406	38,484	34,942	42,325
純資産(百万円)	24,185	24,853	26,110	27,480
1株当たり純資産額(円)	918.75	943.25	990.20	1,041.69

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、また1株当たり純資産額については自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第57期の期首から適用しており、第56期における総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。
3. 当社は、2020年8月21日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っており、第55期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

4. 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資総額は8,682百万円であり、その主なものは、当社本社移転に伴う新工場建設の工事に係る支出によるものであります。

また、当社は2020年11月11日開催の取締役会決議に基づき、2020年11月27日に第1回無担保社債を発行し、5,000百万円の資金調達を行いました。

当社グループの運転資金及び設備投資等に必要な資金を、自己資金に加えて、当該社債によりまかなっております。

5. 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
瑞光（上海）電気設備 有 限 公 司	中華人民共和国 上海市	1,850万 米ドル	100.0%	生理用ナプキン製造機 械・紙オムツ製造機械の 製造及び部品の販売並 びにサービス業務
株式会社瑞光メディカル	大阪府摂津市	75,000千円	100.0%	医療材料及びその他医 療用消耗品の製造販売 ペット用品及び介護用 品の製造販売
Z U I K O I N C .	アメリカ合衆国 ジョージア州	150万 米ドル	100.0%	生理用ナプキン製造機 械・紙オムツ製造機械及 び部品の販売並びにサ ービス業務
ZUIKO INDUSTRIA DE MAQUINAS LTDA.	ブラジル連邦共和国 サンパウロ州	4,000万 ブラジルアル	100.0%	生理用ナプキン製造機 械・紙オムツ製造機械の 製造及び部品の販売並 びにサービス業務
ZUIKO MACHINERY (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国 バンコク都	7,400万 タイバーツ	100.0%	生理用ナプキン製造機 械・紙オムツ製造機械及 び部品の販売並びにサ ービス業務
PT. ZUIKO MACHINERY I N D O N E S I A	インドネシア共和国 西ジャワ州	240万 米ドル	100.0% (1.0%)	生理用ナプキン製造機 械・紙オムツ製造機械及 び部品の販売並びにサ ービス業務
Z U I K O I N D I A PRIVATE LIMITED	インド共和国 カルナタカ州	65百万 ルピア	100.0% (0.00002%)	生理用ナプキン製造機 械・紙オムツ製造機械及 び部品の販売並びにサ ービス業務
ZUIKO EUROPE GMBH	ドイツ連邦共和国 デュッセルドルフ市	25千 ユーロ	100.0%	生理用ナプキン製造機 械・紙オムツ製造機械及 び部品の販売並びにサ ービス業務

(注) 1. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

2. 当社の議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

6. 主要な事業内容

生理用ナプキン製造機械、紙オムツ製造機械及びそれらに付随する機械装置、部品を製造販売しております。これらは、すべて受注生産の形態をとっております。

7. 主要拠点等

(当社)

本社並びに工場

大阪府摂津市

鳥飼中工場

大阪府摂津市

鳥飼上工場

大阪府摂津市

鳥飼本町工場

大阪府摂津市

鶴野工場

大阪府摂津市

(瑞光（上海）電気設備有限公司)

本社並びに工場

中華人民共和国

(株式会社瑞光メディカル)

本社並びに工場

大阪府摂津市

(ZUIKO INC.)

本社

アメリカ合衆国

(ZUIKO INDUSTRIA DE MAQUINAS LTDA.)

本社並びに工場

ブラジル連邦共和国

(ZUIKO MACHINERY (THAILAND) CO., LTD.)

本社

タイ王国

(PT. ZUIKO MACHINERY INDONESIA)

本社

インドネシア共和国

(ZUIKO INDIA PRIVATE LIMITED)

本社

インド共和国

(ZUIKO EUROPE GMBH)

本社

ドイツ連邦共和国

8. 使用人の状況

(1) 企業集団の状況

使用人数 650名（前連結会計年度末比24名減）

(2) 当社の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
329名	7名増	37.3歳	9.7年

(注) 上記使用人数には、臨時従業員（パートタイマー及び嘱託）19名は含んでおりません。

Ⅱ 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 76,000,000株

(注) 2020年8月21日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これに伴う定款変更により発行可能株式総数を19,000,000株から76,000,000株に変更しております。

2. 発行済株式の総数 26,269,112株 (自己株式2,530,888株を除く。)

(注) 2020年8月21日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、発行済株式の総数は21,600,000株増加しております。

3. 単元株式数 100株

4. 株主数 2,129名

5. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数	持株比率
	千株	%
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LIMITED	5,269	20.06
有 限 会 社 和 田 ホ ー ル デ ィ ン グ ス	3,600	13.70
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT	2,467	9.39
和 田 明 男	2,000	7.62
STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM44	1,432	5.45
ユ ニ ・ チ ャ ー ム 株 式 会 社	980	3.73
B N Y M A S A G T / C L T S 1 0 P E R C E N T	707	2.69
白 十 字 株 式 会 社	615	2.34
株 式 会 社 G M I N V E S T M E N T S	520	1.98
RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	517	1.97

(注) 1. 当社は、自己株式を2,530,888株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ 新株予約権等の状況

	新株予約権 の割当日	新株予約権 の個数	目的となる 株式の種類 及び数	発行価額 新株予約権 1個当たり	行使価額 株式 1株当たり	行使期間
第1回 新株予約権	2016年 6月1日	308個	普通株式 30,800株	93,350円	1円	2016年 6月2日から 2066年 6月1日まで
第2回 新株予約権	2017年 6月1日	364個	普通株式 36,400株	78,550円	1円	2017年 6月2日から 2067年 6月1日まで
第3回 新株予約権	2018年 6月1日	316個	普通株式 31,600株	72,250円	1円	2018年 6月2日から 2068年 6月1日まで
第4回 新株予約権	2019年 6月3日	344個	普通株式 34,400株	69,675円	1円	2019年 6月4日から 2069年 6月3日まで
第5回 新株予約権	2020年 6月1日	192個	普通株式 19,200株	86,575円	1円	2020年 6月2日から 2069年 6月1日まで

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役、顧問、相談役、執行役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとします。新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとします。その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定めるものとします。

2. 当社は、2020年8月21日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。

これに伴い、上記の「新株予約権の個数」、「目的となる株式数」及び「発行価額」は当該株式分割を反映して調整されております。

当事業年度の末日において当社の会社役員が保有している職務執行の対価として交付された当社の新株予約権等

	新株予約 権の個数	目的となる株式の 種類及び数	保有人数及び個数
第1回新株予約権	248個	普通株式 24,800株	取締役(社外取締役を除く) 4名 248個
第2回新株予約権	308個	普通株式 30,800株	取締役(社外取締役を除く) 4名 308個
第3回新株予約権	316個	普通株式 31,600株	取締役(社外取締役を除く) 4名 316個
第4回新株予約権	344個	普通株式 34,400株	取締役(社外取締役を除く) 4名 344個
第5回新株予約権	192個	普通株式 19,200株	取締役(社外取締役を除く) 3名 192個

(注) 当社は、2020年8月21日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。

これに伴い、上記の「新株予約権の個数」、「目的となる株式数」及び「個数」は当該株式分割を反映して調整されております。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	和 田 昇	
代表取締役社長	梅 林 豊 志	最高経営責任者（CEO）
取 締 役	牧 村 員 利	ソリューション統括部長
取 締 役	徐 毅	グローバル統括部長 瑞光（上海）電気設備有限公司 総経理
取 締 役	日 置 政 克	THK株式会社 社外取締役 株式会社すき家 社外取締役
取 締 役	佐々木 道 夫	東京エレクトロン株式会社 社外取締役 株式会社SHIFT 取締役副社長
常 勤 監 査 役	岩 室 直	
監 査 役	竹 内 隆 夫	竹内総合法律事務所 所長
監 査 役	木 村 恵 子	木村恵子公認会計士事務所 所長 株式会社みやこ不動産鑑定所 代表取締役

- (注) 1. 取締役日置政克及び佐々木道夫の両氏は社外取締役であり、監査役竹内隆夫及び木村恵子の両氏は社外監査役であります。
2. 2020年5月18日付で、代表取締役社長兼最高経営責任者（CEO）に取締役梅林豊志が就任し、取締役和田昇は取締役会長に就任しております。また、取締役和田昇は株式会社瑞光メディカルの代表取締役社長を兼任しておりましたが、2020年9月30日付で辞任しております。
3. 取締役日置政克は、立命館大学大学院経営管理研究科の客員教授を兼職しておりましたが、2020年3月31日付で退職しております。また、取締役佐々木道夫は、株式会社SHIFTの社外取締役を兼職しておりましたが、2020年11月25日付で同社取締役副社長に就任しております。
4. 監査役木村恵子は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役日置政克、佐々木道夫及び監査役木村恵子の3氏は、東京証券取引所が指定を義務づける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
6. 当社は、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役全員と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額としております。

2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

(1) 報酬等の決定に関する方針の決定の方法及びその方針の内容の概要

取締役及び監査役の報酬は、株主総会の決議により定められた取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬限度額の範囲内で決定しております。

取締役の個人別の報酬については、当社は、役員人事・報酬諮問委員会への諮問を経たうえで、2021年3月16日開催の取締役会において、その内容に係る決定方針を決定しております。当該決定方針の内容の概要は以下のとおりです。

- ・当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益との連動も考慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。かかる基本方針を踏まえ、業務執行取締役の報酬体系は、基本報酬、業績連動報酬としての賞与及び非金銭報酬としての株式報酬型ストック・オプションから構成するものとしております。また、社外取締役の基本報酬は、役割と独立性の観点から、その役割等に応じて設定された固定金銭報酬のみとし、月例の金額を毎月支給することとしております。
- ・業務執行取締役の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮して決定するものとしております。なお、当社は2008年5月16日開催の株主総会において退職慰労金の打切り支給を決議しており、当該決議時点で在籍していた業務執行取締役に対しては、月例の固定金銭報酬に加えて、当該決議及び当社の退職慰労金支給規程に従って、退任後に退職慰労金を支払うこととしております。
- ・業績連動報酬としての賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるためのインセンティブとして位置づけ、各連結会計年度の売上高・営業利益・当期純利益・ROEを業績指標として、その目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を、毎年一定の時期に支給することとしております。
- ・非金銭報酬としての株式報酬型ストック・オプションは、中長期的な業績と連動させて、持続的成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、金銭報酬との割合を適切に設定し、配分原資を払込価格で除した個数を新株予約権として割り当てるものとしております。
- ・取締役の基本報酬及び業績連動報酬としての賞与については、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその具体的内容の決定権限を委任することとしております。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、役員人事・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を最大限尊重するものとしております。

監査役については、基本報酬である月例の固定金銭報酬のみ支給しており、その個人別の報酬は監査役の協議により決定しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬額等

区 分	支給人数	報酬等の総額	報 酬 等 の 内 訳		
			基 本 報 酬	業績連動報酬	株 式 報 酬 型 ストック・オプション
取締役 (うち社外取締役)	7 名 (2 名)	176,567千円 (14,400千円)	120,360千円 (14,400千円)	37,747千円 (－)	18,458千円 (－)
監査役 (うち社外監査役)	3 名 (2 名)	18,300千円 (9,000千円)	18,300千円 (9,000千円)	(－) (－)	(－) (－)
計	10名	194,867千円	138,660千円	37,747千円	18,458千円

- (注) 1. 上記には、2020年5月15日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2016年5月17日開催の第53回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、2016年5月17日開催の第53回定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプション報酬額として年額50百万円以内（社外取締役は除く。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2008年5月16日開催の第45回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。
5. 上記の他、2008年5月16日開催の第45回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額として、当事業年度中に退任した役員1名に対して役員退職慰労金を以下の通り支給しております。
- ・ 取締役1名 177,000千円

3. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	当社と当該法人等との関係
社 外 取 締 役	日 置 政 克	THK株式会社 社外取締役 株式会社すき家 社外取締役	—
	佐々木 道 夫	東京エレクトロン株式会社 社外取締役 株式会社SHI FT 取締役副社長	—
社 外 監 査 役	竹 内 隆 夫	竹内総合法律事務所 所長	—
	木 村 恵 子	木村恵子公認会計士事務所 所長 株式会社みやこ不動産鑑定所 代表取締役	—

(注) 社外取締役日置政克は、立命館大学大学院経営管理研究科の客員教授を兼職しておりましたが、2020年3月31日付で退職しております。また、社外取締役佐々木道夫は、株式会社SHI FTの社外取締役を兼職しておりましたが、2020年11月25日付で同社取締役副社長に就任しております。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	発 言 状 況
社 外 取 締 役	日 置 政 克	14/14回	—	グローバル企業かつ製造業における経営部門での責任者としての見識・経験に基づき経営体質の改善に向けての重要な発言をいたしております。
	佐々木 道 夫	14/14回	—	経営者としての立場から営業やマーケティングの分野に関する幅広い経験・知識に基づき企業価値向上の要諦となる発言をいたしております。
社 外 監 査 役	竹 内 隆 夫	14/14回	14/14回	弁護士としての企業法務等に関する専門的知見に基づき、取締役会では意思決定の適法性・妥当性について、また監査役会でも、内部統制の有効性等について、適宜発言をいたしております。
	木 村 恵 子	14/14回	14/14回	公認会計士・不動産鑑定士・税理士としての専門的知見に基づき、取締役会では意思決定の適法性・妥当性について、また監査役会でも、内部統制の有効性等について、適宜発言をいたしております。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

31,900千円

3. 会計監査人に当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

33,400千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な子会社のうち、瑞光（上海）電気設備有限公司等5社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

4. 非監査業務の内容

当社における非監査業務の内容は、社債発行に係るコンフォートレター作成業務であります。

5. 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

Ⅵ 会社の支配に関する基本方針

当社グループは、紙オムツ・生理用ナプキン製造機械の専門メーカーとして、時代の変化に対応する柔軟な発想を持ち、国内はもとより海外にも積極的に業務展開し、ユーザーのニーズに応える受注体制で業務基盤を拡大することにより、世界の人々へ貢献できる企業へと発展していくことを目指しています。持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする、当社に関わる様々なステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識し、中長期的な視点に立った企業活動を行うことで当社の企業価値向上及び株主共同の利益の確保に努めてまいります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方につきましては、当社が上場会社である以上、基本的には当社株式の大規模な買付も自由であり、最終的には上記のような観点から株主の皆様が判断されるべきであると考えております。しかしながら、当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なう可能性がある大規模な買付行為がなされた場合の具体的な対応策等につきましては、状況に応じ然るべき対策を株主の皆様にお諮りすることも含め、今後とも慎重に検討をすすめます。

Ⅶ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を最も重要な施策のひとつと考えて経営にあたっております。この基本的な考えのもと、剰余金の配当については、株主の皆様からの投下資本に対するリターンとの見地から連結業績に応じた利益配分を基本とし、連結配当性向20%を目安に安定的かつ継続的な成長を目指しております。また、自己株式取得については、戦略投資や財務状況を総合的に勘案しつつ、1株当たりの株主価値と資本収益性の向上にとって必要と認める場合には、適宜実施することとしております。

当事業年度は、この基本方針及び財務体質の状況等を総合的に勘案し、2021年5月18日開催予定の第58回定時株主総会における剰余金の処分議案の承認可決を条件として、期末配当金の額を1株につき11円25銭とさせていただく予定であります。

なお、当社は、2020年11月2日に同年8月20日を基準日として1株につき10円の間配当を実施しておりますが、同月21日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っており、当該中間配当金の額は株式分割前の金額となります。中間配当の基準日時点で株式分割が行われていたと仮定した場合の中間配当金の額は1株につき2円50銭となり、期末配当との合計である年間配当金の額は1株につき13円75銭となります。

当事業年度の自己株式取得については、単元未満株式の買取りなど軽微なものを除き実施しておりません。

今後不透明な経営環境が続くことが想定されますが、引き続き業績向上と財務体質強化に取り組み、株主の皆様に対する利益還元につなげてまいります。

連結貸借対照表

(2021年2月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	25,274,595	流 動 負 債	9,789,378
現金及び預金	10,530,771	支払手形及び買掛金	2,081,091
受取手形及び売掛金	6,257,339	電子記録債務	3,915,553
電子記録債権	1,080,031	リース債務	14,622
商品及び製品	65,627	未払金	503,924
仕掛品	4,774,995	未払法人税等	141,408
原材料及び貯蔵品	1,710,226	未払消費税等	95,834
未収消費税等	580,816	前受金	2,598,018
その他	345,266	賞与引当金	287,640
貸倒引当金	△70,479	役員賞与引当金	36,414
固 定 資 産	17,051,268	その他	114,868
有形固定資産	14,582,778	固 定 負 債	5,055,619
建物及び構築物	2,372,207	社債	5,000,000
機械装置及び運搬具	788,151	繰延税金負債	681
土地	6,014,199	リース債務	15,109
リース資産	23,104	長期未払金	11,590
建設仮勘定	5,205,418	資産除去債務	28,161
その他	179,695	その他	77
無形固定資産	796,586	負 債 合 計	14,844,997
ソフトウェア	203,138	純 資 産 の 部	
ソフトウェア仮勘定	255,403	株 主 資 本	27,779,721
その他	338,044	資本金	1,888,510
投資その他の資産	1,671,903	資本剰余金	2,750,330
投資有価証券	1,533,171	利益剰余金	23,737,574
保険積立金	3,101	自己株式	△596,693
退職給付に係る資産	1,688	その他の包括利益累計額	△415,464
繰延税金資産	58,592	その他有価証券評価差額金	890,852
その他	75,348	土地再評価差額金	△1,165,229
資産合計	42,325,864	為替換算調整勘定	△141,882
		退職給付に係る調整累計額	795
		新株予約権	116,610
		純 資 産 合 計	27,480,866
		負債・純資産合計	42,325,864

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2020年2月21日から)
(2021年2月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		23,087,478
売 上 原 価		18,641,087
売 上 総 利 益		4,446,390
販売費及び一般管理費		2,554,099
営 業 利 益		1,892,290
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	132,035	
受 取 配 当 金	51,689	
役員退職慰労引当金戻入	105,000	
そ の 他	59,475	348,200
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,623	
社 債 利 息	5,589	
社 債 発 行 費	29,890	
為 替 差 損	90,031	
そ の 他	6,215	137,349
経 常 利 益		2,103,140
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,151	
投資有価証券売却益	17,604	18,755
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,414	3,414
税金等調整前当期純利益		2,118,482
法人税、住民税及び事業税	382,258	
法 人 税 等 調 整 額	115,705	497,963
当 期 純 利 益		1,620,518
親会社株主に帰属する当期純利益		1,620,518

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2021年2月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	15,054,282	流 動 負 債	6,709,485
現金及び預金	3,260,192	支払手形	27,046
電子記録債権	1,080,031	電子記録債務	3,915,553
売掛金	7,263,721	買掛金	1,233,817
原材料	374,653	リース債務	5,501
仕掛品	2,419,736	未払金	346,283
前渡金	48,059	未払法人税等	83,683
前払費用	41,754	前受金	747,295
未収消費税等	536,767	預り金	65,854
関係会社貸付金	50,000	前受収益	566,500
その他の	49,845	賞与引当金	240,000
貸倒引当金	△70,479	役員賞与引当金	36,414
固 定 資 産	17,725,553	その他の	7,467
有形固定資産	12,080,728	固 定 負 債	5,066,216
建物	699,265	社 債	5,000,000
構築物	6,905	リース債務	4,477
機械及び装置	70,884	長期未払金	7,800
車両及び運搬具	12,053	資産除去債務	28,161
工具、器具及び備品	89,132	繰延税金負債	23,678
土地	5,988,285	その他の	2,100
リース資産	10,694	負 債 合 計	11,775,701
建設仮勘定	5,203,506	純 資 産 の 部	
無形固定資産	296,124	株 主 資 本	21,161,901
ソフトウェア	40,037	資 本 金	1,888,510
ソフトウェア仮勘定	255,403	資 本 剰 余 金	2,750,330
電話加入権	683	資本準備金	2,750,330
投資その他の資産	5,348,700	利 益 剰 余 金	17,119,755
投資有価証券	1,533,171	利益準備金	206,864
関係会社株式	787,465	その他利益剰余金	16,912,891
関係会社出資金	2,954,500	固定資産圧縮積立金	100,992
保険積立金	3,101	別途積立金	10,500,000
長期前払費用	2,117	繰越利益剰余金	6,311,898
前払年金運用	541	自 己 株 式	△596,693
その他の	67,802	評価・換算差額等	△274,377
資 産 合 計	32,779,835	その他有価証券評価差額金	890,852
		土地再評価差額金	△1,165,229
		新株予約権	116,610
		純 資 産 合 計	21,004,134
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	32,779,835

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年2月21日から
2021年2月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		16,240,321
売 上 原 価		13,242,461
売 上 総 利 益		2,997,860
販売費及び一般管理費		1,801,198
営 業 利 益		1,196,662
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	243	
受 取 配 当 金	51,689	
受 取 賃 貸 料	11,366	
役員退職慰労金戻入	105,000	
そ の 他	37,964	206,263
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,397	
社 債 利 息	5,589	
社 債 発 行 費	29,890	
賃 貸 収 入 原 価	15,406	
為 替 差 損	20,586	
そ の 他	280	77,150
経 常 利 益		1,325,774
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	73	
投資有価証券売却益	17,604	17,678
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1,468	
関係会社株式評価損	74,214	75,682
税 引 前 当 期 純 利 益		1,267,770
法人税、住民税及び事業税	259,667	
法 人 税 等 調 整 額	99,885	359,552
当 期 純 利 益		908,217

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年4月12日

株式会社 瑞 光
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 村 上 和 久 ⑩
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 福 竹 徹 ⑩
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社瑞光の2020年2月21日から2021年2月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社瑞光及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年4月12日

株式会社 瑞 光
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 村 上 和 久 ⑩
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 福 竹 徹 ⑩
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社瑞光の2020年2月21日から2021年2月20日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年2月21日から2021年2月20日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月12日

株式会社 瑞 光 監査役会

常 勤 監 査 役 岩 室 直 ⑩

監 査 役 竹 内 隆 夫 ⑩

監 査 役 木 村 恵 子 ⑩

(注) 監査役竹内隆夫及び監査役木村恵子は、社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を最も重要な施策のひとつと考えて経営にあたっております。この基本的な考えのもと、剰余金の配当については、株主の皆様からの投下資本に対するリターンとの見地から連結業績に応じた利益配分を基本とし、連結配当性向20%を目安に安定的かつ継続的な成長を目指しております。なお、内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える技術・製造開発体制を強化し、さらには、グローバル戦略の展開を図るために有効投資してまいりたいと考えております。

つきましては、2021年2月期の期末配当を、1株当たり11円25銭の普通配当とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項及びその総額

(1) 配当財産の種類 金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金11円25銭

総額295,527,510円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年5月19日

なお、当社は2020年11月2日に同年8月20日を基準日として1株につき10円の間配当を実施しておりますが、同月21日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っており、当該中間配当金の額は株式分割前の金額となります。中間配当の基準日時点で株式分割が行われていたと仮定した場合の中間配当金の額は1株につき2円50銭となり、期末配当との合計である年間配当金の額は1株につき13円75銭（連結配当性向22.3%）となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社グループにおける今後の業務範囲の拡大及び新分野への展開を見据え、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加及び変更するものであります。
- (2) 現在、大阪府内に分散している生産拠点を集約し、生産拠点間の人・モノの移動にかかるコストと時間を圧縮することで、生産性の向上と業務効率化を加速するために、新たに社屋を建設し、本店を移転することを予定しております。それに伴い、現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店の所在地を大阪府摂津市から大阪府茨木市に変更するものであります。なお、移転までの間の本店の所在地は現在の地であることから、本変更につきましては、経過措置として附則を設けることといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。
1. <u>生理用ナプキン製造機械の製造並びに販売</u>	1. <u>下記の製品の設計、開発、製造、販売、据付および修理ならびにそれらの指導</u>
(新 設)	(1) <u>生理用ナプキン、紙オムツ、母乳パッド、</u>
(新 設)	<u>ベッド用シート、マスク等の衛生用品製造機械</u>
(新 設)	(2) <u>医療機器・医療機器中間材料等製造機械</u>
(新 設)	(3) <u>ペットケア用品製造機械</u>
	(4) <u>繊維機械、紙パルプ機械、紙工機械、印刷機械、計数機械、包装機械、各種車両・運搬機械、医療機械、その他各種産業用および一般用機械機器装置</u>
2. <u>子供用紙オムツ製造機械の製造並びに販売</u>	2. <u>古物の売買、修理・加工、流通、受委託販売、レンタル・リースおよび輸出入</u>
3. <u>大人用紙オムツ製造機械の製造並びに販売</u>	3. <u>不動産の賃貸、売買および管理</u>
4. <u>病院関係用紙オムツ製造機械の製造並びに販売</u>	4. <u>電気および熱の供給</u>
5. <u>前4項目に関する包装機械の製造並びに販売</u>	5. <u>労働者派遣事業</u>

現 行 定 款	変 更 案
6. <u>パルプ粉砕機械の製造並びに販売</u> (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)	6. <u>金融業、総合リース業</u> 7. <u>倉庫業、道路運送事業、貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業および旅行業</u> 8. <u>一般廃棄物および産業廃棄物の処理、リサイクル設備の設計、開発、製造、販売、据付および修理ならびにそれらの指導</u> 9. <u>前各号の事業に付随する原材料、製品、装置、システムおよびソフトウェアの設計、開発、製造、販売、据付、修理ならびにそれらの指導</u> 10. <u>前各号の事業に付随する原材料、製品および副産物の輸出入</u> 11. <u>前各号に付随する一切の業務</u>
7. <u>上記に付随する一切の業務</u> (本店の所在地) 第3条 当社は本店を大阪府 <u>摂津市</u> に置く。 第4条～第39条 (条文省略) (新 設)	(本店の所在地) 第3条 当社は本店を大阪府 <u>茨木市</u> に置く。 第4条～第39条 (現行どおり) <u>附 則</u> 第3条(本店の所在地)の変更は、2022年に開催される第59回定時株主総会までに当社取締役会において決定する本店移転日をもって、その効力を生じるものとする。なお、本附則は本店移転の効力発生日経過後これを削除する。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、以下の取締役6名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

なお、各候補者の指名にあたっては、独立性を備えた筆頭社外取締役が委員長を務め、その構成員の過半数が社外取締役である役員人事・報酬諮問委員会への諮問を経たうえで決定しております。

以下の取締役6名の選任をご承認いただき、更なる成長に向けた迅速かつ適切な業務執行機能及び健全かつ透明性の高いコーポレートガバナンス機能を有する経営体制を構築したいと存じます。

社外取締役を含む取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、及び 当社における 地位及び担当 重要な兼職の状況	所有する 株式数
1	【再任】 和田 昇 (1969年9月2日生)	1999年2月 当社入社 2000年6月 当社社長室長 2001年5月 当社取締役社長室長 2003年8月 当社取締役 2006年9月 株式会社瑞光メディカル 代表取締役社長 2008年5月 当社代表取締役社長 2018年3月 当社代表取締役社長執行役員CEO 2018年5月 当社代表取締役社長CEO 2020年5月 当社取締役会長（現任） 【取締役候補者とした理由】 和田昇氏は、2008年以来、当社代表取締役社長・取締役会長を歴任し、海外展開を含む新たな仕組みづくりなど、当社の経営における重要な事項に関し、積極的な意見・提言を行っております。これらの経験や知識を業務執行の監督に活かすことにより、今後も当社の企業価値の持続的向上に適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。	123,880株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、及び 当社における 地位、担当 重　要　な　兼　職　の　状　況	所有する 株式数
2	【再任】 うめ　　ばやし　　とよ　　し 梅　　林　　豊　　志 (1963年9月29日生)	1990年4月 当社入社 2002年4月 当社設計部長 2003年5月 当社取締役設計部長 2011年1月 当社取締役 2018年3月 当社代表取締役副社長執行役員COO 2018年5月 当社代表取締役副社長COO 2020年5月 当社代表取締役社長CEO (現任)	17,800株
		【取締役候補者とした理由】 梅林豊志氏は、当社代表取締役社長として中期経営計画の実現に向けて強いリーダーシップを発揮しております。同氏は、当社グループの事業及び経営についての豊富な実績と幅広い見識を有しており、長年にわたり当社取締役として、当社グループの成長と発展に貢献してまいりました。今後も当社の企業価値の持続的向上に適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。	
3	【再任】 まき　　むら　　かず　　とし 牧　　村　　員　　利 (1974年9月4日生)	1997年3月 当社入社 2012年4月 当社設計部長 2015年11月 当社執行役員設計部長 2016年5月 当社執行役員 ソリューション事業統括部長 2017年5月 当社取締役執行役員 ソリューション事業統括部長 2018年5月 当社取締役ソリューション事業統括部長 2020年5月 当社取締役ソリューション統括部長 (現任)	7,400株
		【取締役候補者とした理由】 牧村員利氏は、当社の技術開発に関し、豊富な経験・実績・見識を有しており、当社技術開発力の向上に貢献しております。また現在、ものづくりの川上から川下まで幅広い領域の業務を統括し、当社の事業基盤の強化に大いに貢献しております。今後も当社の企業価値の持続的向上に適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、 地位、 及、 当社の 並に おける 状況	所有する 株式数
4	【再任】 徐 毅 (1974年6月28日生)	1998年2月 当社入社 2003年12月 瑞光（上海）電気設備有限公司へ出向 2013年5月 同社副総経理 2015年5月 同社総経理（現任） 2016年5月 当社執行役員 2017年5月 当社取締役執行役員 2018年3月 当社取締役執行役員 アジアエリア統括部長 2018年5月 当社取締役 アジアエリア統括部長 2020年5月 当社取締役 グローバル統括部長（現任） 【取締役候補者とした理由】 徐毅氏は、中国拠点の礎を築き、強いリーダーシップを発揮して、当社中国事業の成長を牽引してまいりました。その経営能力は当社取締役会の活性化に資するものであり、今後も当社の企業価値の持続的向上に適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。	一株
5	【再任】 日 置 政 克 (1950年7月30日生) 社外取締役候補者	1975年4月 株式会社小松製作所入社 2004年4月 同社執行役員 2008年4月 同社常務執行役員 2012年7月 同社顧問 2014年6月 THK株式会社 社外取締役（現任） 2014年11月 株式会社すき家本部 (現株式会社すき家) 社外取締役（現任） 2015年4月 立命館大学大学院 経営管理研究科客員教授 2016年5月 当社社外取締役（現任） 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 日置政克氏は、グローバル企業で培われた経営や人事・総務に関する高度な見識と豊富な経験を有しており、当該観点から取締役会において積極的にご発言いただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。また、役員人事・報酬諮問委員会の委員長として委員会に出席し積極的に意見を述べていただいております。同氏には引き続き業務執行者から独立した客観的な立場で、当社の経営に対する監督を行っていただくことを期待し、同氏を引き続き社外取締役候補者としてしました。	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、及び 当社における 地位、及び 兼職の状況	所有する 株式数
6	【再任】 佐々木 道夫 (1957年3月7日生) 社外取締役候補者	1982年3月 リード電機株式会社 (現株式会社キーエンス) 入社 1999年6月 同社取締役APSULT 事業部長兼事業推進部長 2000年12月 同社代表取締役社長 2010年12月 同社取締役特別顧問 2017年5月 当社社外取締役 (現任) 2018年6月 東京エレクトロン株式会社 社外取締役 (現任) 2018年11月 株式会社SHIFT社外取締役 2020年11月 同社取締役副社長 (現任) 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 佐々木道夫氏は、グローバル企業で培われた営業・マーケティング分野に関する高度な見識と豊富な経験、また会社経営者として多面的な経営判断に必要な見識・経験等を有しており、当該観点から取締役会において積極的にご発言いただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。また、役員人事・報酬諮問委員会の委員として委員会に出席し、積極的に意見を述べていただいております。同氏には引き続き業務執行者から独立した客観的な立場で、当社の経営に対する監督を行っていただくことを期待し、同氏を引き続き社外取締役候補者としました。	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。各候補者はすでに当該保険契約の被保険者となっており、再任された場合には引き続き被保険者となります。なお、当社は、任期途中に当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含めて会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

②填補の対象とされる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について補償します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

3. 社外取締役候補者について

(1) 社外取締役としての独立性について

当社グループと日置政克氏及び佐々木道夫氏それぞれの兼職先との間に取引関係はなく、当社が定める独立性基準（後掲【ご参考】をご参照ください。）により一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分独立性を有していると判断しました。

(2) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、日置政克氏及び佐々木道夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。日置政克氏及び佐々木道夫氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 当社の社外取締役に就任してからの年数について

本総会終結の時をもって、日置政克氏は在任5年となり、佐々木道夫氏は在任4年となります。

4. 当社は日置政克氏及び佐々木道夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

【ご参考】 社外取締役の独立性基準

当社取締役会は、社外取締役の独立性判断基準を以下のように定めて、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献ができる候補者を選定するよう努めています。

1 基本的な考え方

独立社外取締役とは、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役をいうものとする。

当社経営陣から著しいコントロールを受け得る者である場合や、当社経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者である場合は、一般株主との利益相反が生じるおそれがあるため、独立性はないと判断する。

2 独立性の判断基準

上記1の基本的な考え方を踏まえて、以下に該当する者は、独立性はないものと判断する。

(1) 当社または当社の子会社を主要な取引先とする者またはその業務執行者

当社または当社の子会社が、当該取引先的意思決定に対して重要な影響を与え得る取引関係がある取引先またはその業務執行者をいう。具体的には、当社または当社の子会社との取引による売上高が、当該取引先の売上高全体の5%以上を占めている場合における当該取引先が含まれる。

当社は、毎年、社外取締役候補者の兼務先（業務執行者としての兼務先）である企業との取引を所管する当社部門を通じて、当該兼務先へ直接照会を行う等の方法により、当社及び当社子会社と当該企業との取引関係を調査し、その独立性について判定を行う。

(2) 当社の主要な取引先またはその業務執行者

当社の意思決定に対して重要な影響を与え得る取引関係のある取引先またはその業務執行者をいう。具体的には、当該取引先との取引による当社の売上高が、当社の売上高全体の5%以上を占めている場合における当該取引先が含まれる。

当社は、毎年、社外取締役候補者の兼務先（業務執行者としての兼務先）である企業との取引を所管する当社部門と協議し、その独立性について判定を行う。

(3) 当社または当社子会社から、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士または弁護士等の専門家（当該財産を得ている者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）

「多額の金銭その他の財産」の判断に当たっては、会社法施行規則第74条4項7号ニまたは同規則第76条4項6号ニの「多額の金銭その他の財産」に準じて判断するものとし、当該財産を得ている者の総収入に対する当社からの報酬の依存度が相当程度高い場合には、これに該当するものと判定する。

(4) 過去1年間に於いて、上記(1)から(3)のいずれかに該当していた者

(5) 以下に掲げる者のうち重要な者の配偶者または二親等内の親族

(a) 上記(1)から(4)に該当する者

(b) 当社の子会社の業務執行者

(c) 過去1年間に於いて、上記(b)に該当していた者

(d) 過去1年間に於いて、当社の業務執行者であった者

第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額については、2016年5月17日開催の第53回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分を30百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認頂くとともに、同報酬枠とは別枠で、取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対し、年額50百万円以内の範囲で株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を割り当てることにつきご承認をいただいております。

今般、上記株式報酬型ストック・オプション制度に代えて、対象取締役を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入させていただきたく存じます。つきましては、対象取締役に対し、上記の報酬枠（年額300百万円以内）とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することにつきご承認をお願いいたします。

なお、本議案が原案どおり承認可決されることを条件に、上記株式報酬型ストック・オプション制度を廃止することとし、今後対象取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の新たな発行は行わない予定です。

1. 対象取締役に対して支給する金銭債権の額

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、上記株式報酬型ストック・オプション制度に係る報酬枠と同額の年額50百万円以内といたします。

以上の支給については、役員人事・報酬諮問委員会へ諮問を行い、賛同の答申を得ております。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分についても、役員人事・報酬諮問委員会への諮問を経て、取締役会にて決定することといたします。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き取締役は6名（うち社外取締役2名）となります。

2. 対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の上限数

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとします。これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の

普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引成立日の終値）とします。

3. 対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の概要

本議案に係る当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給にあたっては、当社と対象取締役との間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結することを条件とします（本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本株式」といいます。）。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本株式の払込期日（以下、「本払込期日」といいます。）から当社の取締役の地位から退任した時点まで（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）の間、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

(2) 譲渡制限の解除条件

当社は、当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）中、対象取締役が継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、当該対象取締役が保有する本株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、譲渡制限を解除する。

(3) 無償取得事由

- ① 対象取締役が役務提供期間が満了する前に死亡その他当社取締役会が正当と認める理由によらず、当社の取締役の地位から退任することが確定した場合、当社は本株式の全部を無償で取得する。
- ② その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約に定めるところによる。

(4) 死亡等における取扱い

上記(2)の定めにかかわらず、対象取締役が役務提供期間の途中で死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の取締役の地位から退任した場合には、役務提供期間における在任期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、当該退任した時点をもって譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、

譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

上記(1)(2)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本譲渡制限期間の開始日から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(6) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

4. 譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

本制度は、上記のとおり、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。

本議案における報酬額の上限、発行又は処分される当社の普通株式の総数その他の対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の本制度の目的、当社の業況その他諸般の事情を考慮して決定されております。また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は役員人事・報酬諮問委員会への諮問を経ており、かつ当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（なお、本議案が承認可決された場合には、当該方針を後掲【ご参考】欄記載の内容に変更する予定です。）に沿うものです。さらに、本議案に基づき付与される譲渡制限付株式の上限数（年50,000株）が発行済株式総数（2021年2月20日現在28,800,000株）に占める割合は0.17%とその希釈化率は軽微です。以上から、当社は、本議案による譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

【ご参考】

当社は、2021年4月5日開催の取締役会において、本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、概要以下のとおり変更することを決定しております。

(取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要)

- 当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益との連動も考慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。かかる基本方針を踏まえ、業務執行取締役の報酬体系は、基本報酬、業績連動報酬としての賞与及び非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬から構成するものとする。また、社外取締役の基本報酬は、役割と独立性の観点から、その役割等に応じて設定された固定金銭報酬のみとし、月例の金額を毎月支給することとする。
- 業務執行取締役の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮して決定するものとする。なお、当社は2008年5月16日開催の株主総会において退職慰労金の打切り支給を決議しており、当該決議時点で在籍していた業務執行取締役に対しては、月例の固定金銭報酬に加えて、当該決議及び当社の退職慰労金支給規程に従って、退任後に退職慰労金を支払うこととする。
- 業績連動報酬としての賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるためのインセンティブとして位置づけ、各連結会計年度の売上高・営業利益・当期純利益・ROEを業績指標として、その目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を、毎年一定の時期に支給することとする。
- 非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬は、中長期的な業績と連動させて、持続的成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、金銭債権との割合を適切に設定する。取締役は、取締役会決議に基づき支給される金銭債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとする。
- 取締役の基本報酬及び業績連動報酬としての賞与については、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその具体的内容の決定権限を委任することとする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、役員人事・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を最大限尊重するものとする。譲渡制限付株式報酬については、役員人事・報酬諮問委員会の答申を踏まえたうえで、取締役会で業務執行取締役の個人別の割当株式数及びその現物出資財産としての金銭債権の額を決議するものとする。

以上

メ モ

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

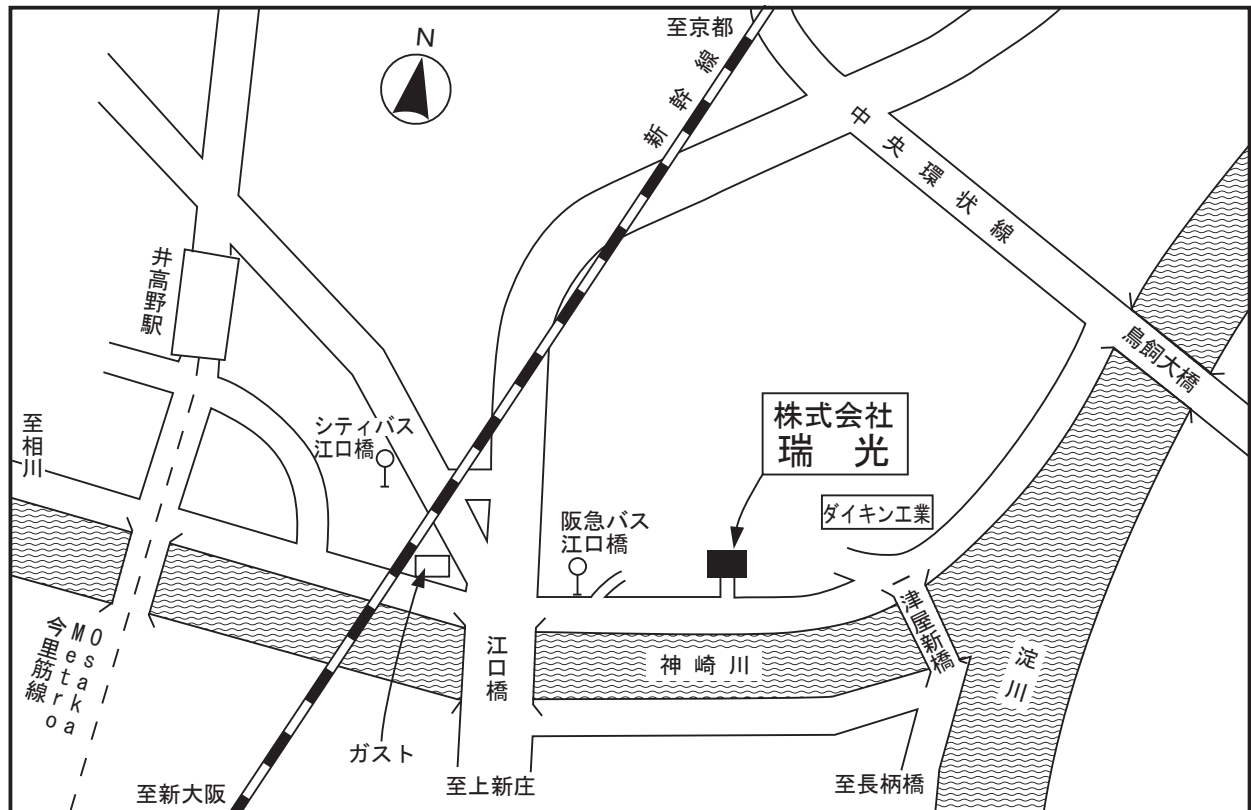
.....

.....

.....

.....

株主総会会場ご案内図



- 阪急電車・上新庄駅前発（南口）
大阪シティバス・50系統井高野車庫前行、
江口橋下車（徒歩約5分）

上新庄駅前発時刻表

9 : 03 9 : 14 9 : 32

- 阪急電車・相川駅前発
阪急バス・30系統ダイキン工業前行
または
31系統ダイキン工業前経由上鳥飼行、江
口橋下車（徒歩約3分）

阪急相川駅前発時刻表

8 : 53 9 : 08 9 : 33

- Osaka Metro 今里筋線
井高野駅下車（徒歩約10分）

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び株主の皆様の安全の観点から、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会へのご出席を見合わせ、同封の議決権行使書又はインターネットにより事前の議決権行使をされますよう、お願い申し上げます。ご出席される場合には、マスク着用などの感染予防にご配慮いただくようお願い申し上げます。

なお、会場は1カ所のみとなり、座席数は30席程度に減らしております。ご来場いただきましても入場をお断りせざるを得ない場合がございますので、あらかじめご承知くださいますようお願い申し上げます。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.zuiko.co.jp/>) でお知らせいたします。

お土産の配布中止について

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、配布を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。